

議事要旨（８）会社法対応専門委員会における検討状況について

布施専門研究員より、資料 審議事項(8)-1「会社法対応専門委員会での検討状況」、審議事項(8)-2「『繰延資産の会計処理の当面の取扱い（案）』の概要」及び資料「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(案)」に基づき、会社法対応専門委員会での検討状況及び今後の検討の方向性についての説明が行われた。

当該議事に対する、委員による主な質疑・意見及び事務局の回答は次のとおりである。

- ① 企業会計原則注解（注 15）での繰延資産の定義のなかで言及されている巨額の損失の、当実務対応報告案での取扱いの方向性について委員より照会があった。これについて、臨時巨額のことを繰り延べるという考え方は採っておらず、検討対象外である旨が事務局より回答された。
- ② 開発費の会計処理に関する実務対応報告での文案のなかで、新技術の採用を目的として支出した費用のうち研究開発費に該当するものは発生時に費用として処理するとしているが、研究開発費に該当しないものの例示が委員より求められた。これに対し、基本的に、当該記述は日本公認会計士協会の「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する Q&A」に従ったものであるが、表現を工夫する旨が事務局より回答された。
- ③ 開発費のなかで、資源の開発や市場の開拓等のために支出した費用は巨額となるケースがある。これらが繰延資産として計上された場合、固定資産ではないことから減損会計基準の対象とはならないが、実務対応報告案では企業による採算性の判断で繰延資産の帳簿価額を切下げることができるような規定がなく、何らかの対応が必要ではないかという意見があった。これに対し、当実務対応報告案は現行の確認との位置付けから検討対象としていなかったが、指摘事項については今後専門委員会で検討する旨が事務局より回答された。
- ④ 税務上の繰延資産と従来されていたもので、実務対応報告案に列挙されていないものについては繰延資産にできないという扱いであるのか、もしそうである場合、会社法では例示列挙のかたちをとっていない（範囲を限定していない）なかで、会計上なぜそのような考え方を採るのかについての照会があった。これに対し、実務対応報告は現行実務を基礎として検討していること、「繰延資産の部」に計上すると、会社法上、分配可能額から控除されることになるが、当面の取扱いという位置付けを考えると、そのような方向での見直しは慎重にすべきこと、当面の取扱いを早期に公表するためには、現行繰延資産とされているものを会社法の規定に対応して検討することが適当であることが事務局より回答された。これに対し、趣旨は理解するが、実務対応報告の文案のなかでこの趣旨を説明すべきであるとの提案があった。

以 上